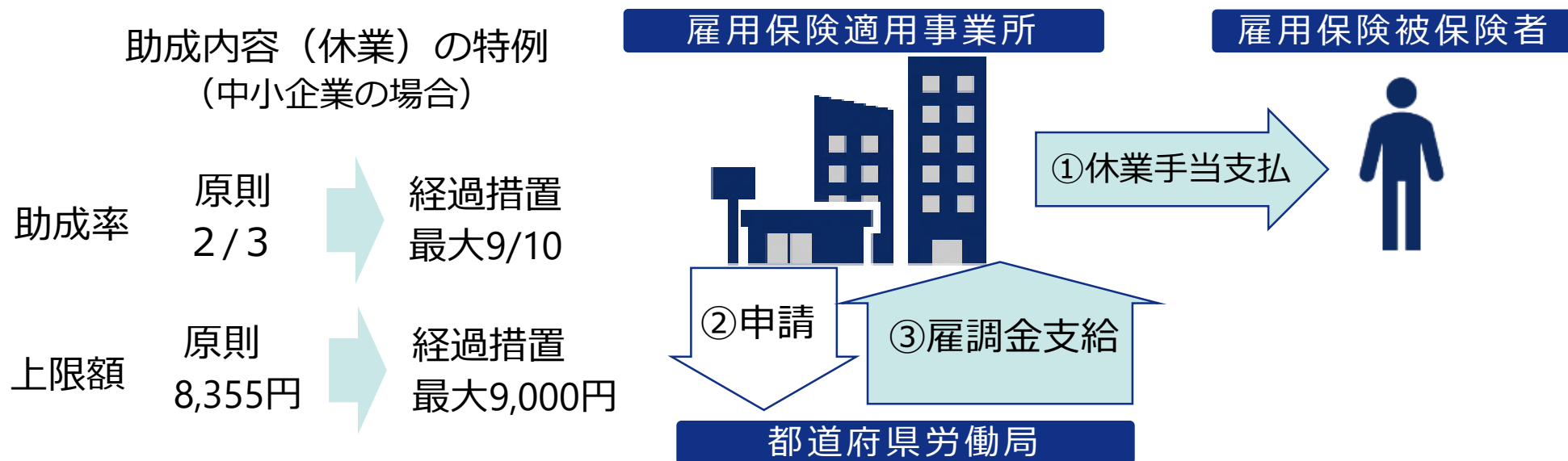


# 緊急雇用安定助成金について

# 雇用調整助成金の概要

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度。(財源は雇用保険二事業)



※ 令和4年12月～令和5年3月の間、引き続き支給要件等の緩和を継続するとともに、特に業況が厳しい事業主について、令和4年12月～令和5年1月の間、日額上限・助成率を通常制度よりも高くする等の経過措置を講じている。なお、令和4年12月以降、これまでコロナ特例を利用せず、令和4年12月以降の休業等について新規に雇用調整助成金を利用する事業主については、通常制度による申請を行う。

**【支給対象事業主】** 雇用保険適用事業所（労働者を雇用する事業は業種等を問わず適用）

**【支給対象労働者】** 雇用保険被保険者（週20時間以上かつ31日以上継続雇用見込みの者）

**【要件】** 当該事業主の生産指標が前年同期比（令和5年3月までは、令和元～4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少。（コロナ特例の経過措置による要件緩和中。）

**【支給実績】** 令和2年1月のコロナ特例開始以降、累計6兆2,890億円※（令和4年12月1日現在）

※ 緊急雇用安定助成金を含む

# 雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

12月以降通常制度とするとともに、業況が厳しい事業主については、一定の経過措置（支給要件の緩和、日額上限・助成率を通常制度よりも高率とする等）を設ける。

## 雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）（※1）

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年1月	令和5年 2～3月
中小企業	原則的な措置 （※2、5）	4/5(9/10) 8,355円	2/3 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	4/5(10/10) 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主(※6)(経過措置)	-	2/3(9/10) 9,000円	-
大企業	原則的な措置 （※2、5）	2/3(3/4) 8,355円	1/2 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	4/5(10/10) 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主(※6)(経過措置)	-	1/2(2/3) 9,000円	-

## 休業支援金等

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年3月
中小企業	原則的な措置	8割 8,355円	6割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 8,800円	-
大企業 （※7）	原則的な措置	8割 8,355円	6割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 8,800円	-

（※1）令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

（※2）生産指標が前年同期比（令和5年3月までは、令和元～4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少している事業主。なお、令和4年12月以降に対象期間が1年を超える事業主については業況を再確認する。

（※3）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

（※4）生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

（注）注釈中の下線部は経過措置。

（※5）令和4年12月～令和5年3月について、※2の措置のほか、以下の措置を講じる。

・クーリング期間制度（直前の対象期間満了日の翌日から1年経過するまで新たに受給できない制度）を適用しない。

・クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。

・その他、申請書類の簡素化等の特例を継続する。

・これまでコロナ特例を利用せず、令和4年12月以降の休業等について新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行う。

（※6）生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。

（※7）大企業はシフト制労働者等のみ対象。

（※8）休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ（左記※3）。

なお、地域特例については月単位での適用とする。

（例）5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象

# 緊急雇用安定助成金の支給決定件数・支給決定額の推移

○ 緊急雇用安定助成金の支給決定件数・支給決定額は、緊急事態宣言期間等には増加したものの、概ね減少傾向。

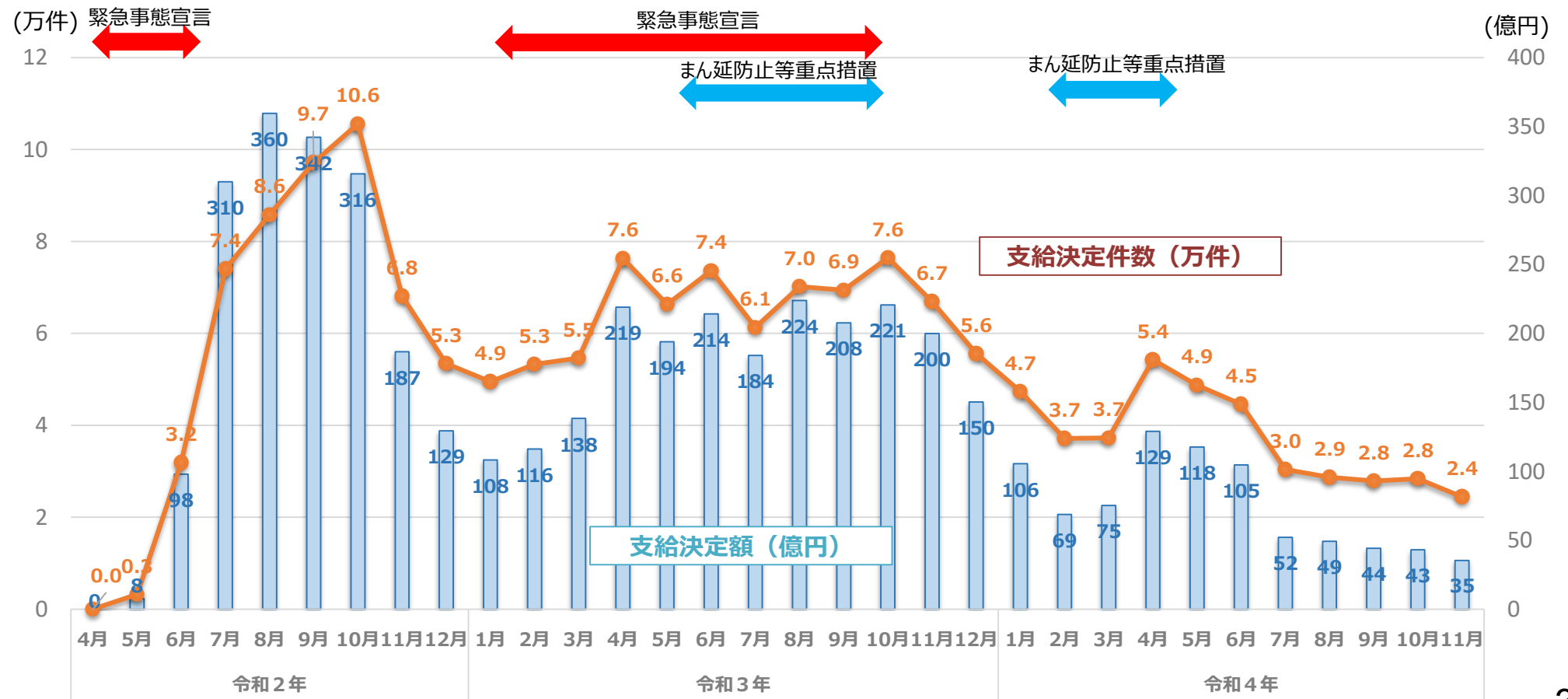
<令和4年11月末時点の累計>

・支給決定件数：170.2万件

・支給決定額：4,750億円（うち大企業：464億円、中小企業：4,181億円）

※企業規模不明が一定数存在する。

※令和4年11月末時点の数値で集計



## 緊急雇用安定助成金の支給決定額（業種別（大分類）・上位10業種）

	産業分類 (大分類)	緊急雇用安定助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合
1	宿泊業, 飲食サービス業	221,731	46.7%
2	卸売業, 小売業	63,108	13.3%
3	生活関連サービス業, 娯楽業	41,983	8.8%
4	サービス業（他に分類されないもの）	39,091	8.2%
5	製造業	21,234	4.5%
6	学術研究, 専門・技術サービス業	18,992	4.0%
7	不動産業, 物品賃貸業	11,087	2.3%
8	医療, 福祉	10,344	2.2%
9	運輸業, 郵便業	10,174	2.1%
10	建設業	9,715	2.0%

※1 支給決定額は、令和4年11月末までの支給決定分を集計したもの

※2 緊急雇用安定助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べている

※3 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている